

標記會社工事場ニ勞働争議發生シタルモ間モナク解決シタルカ
狀況左記ノ通

記

一、發生ノ場所

日本橋區本町二丁目一番地三井三号新館

二、事業主側

名 稱 オークスエレベーターコンパニー支社

(本店米國ノーン州ポーランド市)

代表者 支配人 林玉五郎

資 本 五十万弗

事 業 エレベーター取付

使用勞働者 男 六十名

三、勞働者側

爭議參加者 四十名

勞働組合關係 ナシ

四、發生ノ時 昭和五年四月廿一日

五、發生ノ原因

會社ハ目下麹町區有樂町一ノ一〇三信ビルノエレベーター工
事ヲ請負ヒ作業中ノ處最近完成近キタル為ノ四月十五日九
名ノ職工ヲ解雇シタルニ因ル

六、要求條項并交渉狀況

A. 被解雇者ハ勤続一ヶ月ニ對シ今日分手當ノ割ヲ以テ計算シ
タル金千三百三十三圓余ノ解雇手當ノ支給ヲ要求シ事業主
側ニテハ六百七十九圓余ヲ支給スル旨ヲ主張折衝シ来リ
ルカ廿一日改メニ別記(一)要求書ヲ提出セリ

B. 一方残従業員等ハ被解雇者ニ同情シ橋豊三等代表ト為リ本
月十九日別記(二)歎願書ヲ提出シタルニ事業主側ニテハ本歎
願ニ對シテハ米國本社ノ承認ヲ得テ三ヶ月以内ニ回答スル